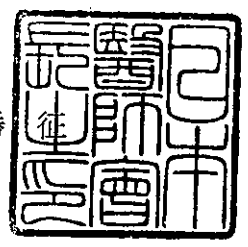




日医発第 624 号 (地 I 113)
平成 22 年 9 月 24 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
原 中 勝



助産所における乳児に対するビタミンK₂シロップの投与について

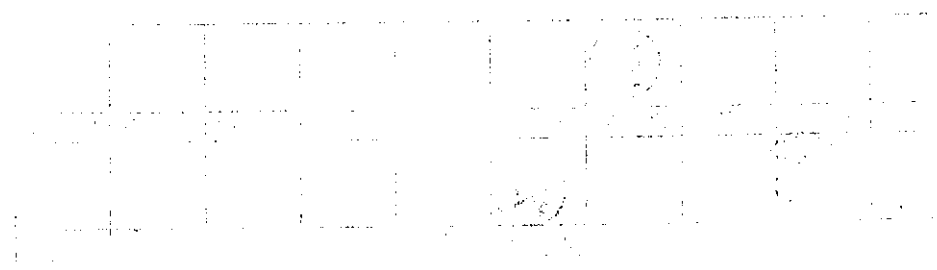
時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局看護課長より社団法人日本助産師会長宛に、「助産所における乳児に対するビタミンK₂シロップの投与について」通知が出され、本会に対しましても了知方依頼がありました。

本件は、社団法人日本助産師会が実施した「ビタミンK₂シロップ投与とホメオパシーの使用に関する実態調査」により、一部の助産所において、新生児に対していわゆる「ホメオパシー」の「レメディー」を投与し、ビタミンK₂シロップを投与しなかったケースがあることが判明したことを受けてのものであります。

乳児期においては、頭蓋内出血を予防する観点から、一般的に、乳児に対するビタミンK₂シロップの投与が有効とされていることから、これを適切に実施する等とともに、必要に応じて研修を実施することなどを日本助産師会に求めております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、助産所の囑託医師等への周知等よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



平成22年9月7日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局看護課長

助産所における乳児に対するビタミンK₂シロップの投与について（周知）

今般、社団法人日本助産師会が実施した「ビタミンK₂シロップ投与とホメオパシーの使用に関する実態調査」により、一部の助産所において、新生児に対していわゆる「ホメオパシー」の「レメディー」を投与し、ビタミンK₂シロップ（ビタミンKを含有するシロップ製剤）を投与しなかったケースがあることが判明したことを受け、同会宛てに別添のとおり通知したところであるので、御了知いただくようお願いします。



医政看発0907第2号
平成22年9月7日

社団法人日本助産師会長 殿

厚生労働省医政局看護課長

助産所における乳児に対するビタミンK₂シロップの投与について

今般、貴会が実施した「ビタミンK₂シロップ投与とホメオパシーの使用に関する実態調査」により、一部の助産所において、新生児に対していわゆる「ホメオパシー」の「レメディー」を投与し、ビタミンK₂シロップ（ビタミンKを含有するシロップ製剤）を投与しなかったケースがあることが判明したところである。

乳児期においてはビタミンKが欠乏し、頭蓋内出血を起こすリスク等が高まるため、これを予防する観点から、一般的に、乳児に対するビタミンK₂シロップの投与が有効とされている。したがって、これを適切に実施するとともに、ビタミンK₂シロップの投与を望まない妊産婦に対しては、そのリスク等を十分に説明することが重要と考えられる。

貴会におかれては、上記の内容について御了知の上、会員に周知を徹底するとともに必要に応じて研修等を実施するようお願いする。